

平成 31 年第 1 回定例会
東京オリンピック・パラリンピック・ラグビーワールドカップ特別委員会

平成 31 年 3 月 6 日

渡辺(ひ)委員

初めに、今回の御説明の中で、東京オリンピック、またセーリング競技に向けてシティドレッシングについての説明がありました。これについて、何点か聞きたいと思います。まず確認させていただきたいのは、シティドレッシングを実施するに当たっては、そもそも組織委員会と自治体、この間にどのような役割分担、費用分担となっているのか伺います。

オリンピック・パラリンピック課長

シティドレッシングの役割分担、費用分担ですが、競技会場の中につきましては組織委員会が、その周辺、庁舎等につきましては自治体、私どもが負担するということになります。したがって、選手村分村であります大磯プリンスホテルから競技会場である江の島までのルートですとか、県庁舎などの飾り付けにつきましては、本県が実施することになります。

渡辺(ひ)委員

今回江の島周辺だけでなく、藤沢市全域をドレッシングすることは、非常に重要だと思いますが、他の藤沢市地域について、どのようなことに取り組んでいくのでしょうか。説明ではルート等についてはドレッシングしていくという話でしたが、他の藤沢市域では、どのような取組をするのか伺います。

オリンピック・パラリンピック課長

藤沢市では市南部の六つの商店街の街路灯にセーリングをイメージできるランプを、オリンピック・パラリンピックのエンブレムとともに掲げていくという状態がございます。これを今後、北部地域の商店街へも展開するとことに向けての調整をしている状態です。

渡辺(ひ)委員

この取組は非常に重要だと思いますので、是非お願いをしたいと思います。特に都市ボランティア、シティキャスト、こういう方々は主要駅だとか観光地で競技場を案内するという使命を帯びているので、そういったエリアにシティドレッシングがないと、何となく雰囲気がマッチングしないということもありますので、是非、そういった取組をしっかりとやっていただきたいと思います。

今回の御説明の中で江ノ電の車両のラッピングを実施するという御説明がありましたけれども、この説明資料を見ますと、江ノ電という表記はありますが、その他については、どのように取組をされていくのか伺います。

オリンピック・パラリンピック課長

江ノ電の取組をきっかけにして、他の事業者についても同様の取組ができないか相談していければと考えています。

渡辺(ひ)委員

是非、検討をお願いしたいと思います。車両、バス、電車等にこのようなラッピングがあるというのは宣伝効果が非常に高いと思います。シティドレッシングのフラッグというのも大事だと思いますけれども、こういう媒体について

も御検討を願いたいと思いますし、様々なイベントの中で交通機関でのラッピングというのは効果はかなり認められていますので、是非、御検討をよろしくお願いします。

次に、今回の資料に記載がありますが、祝祭感の演出をしっかりとしていくということと、また江の島周辺のレガシー的なことも含めてモニュメントを設置するという記載がありますが、これはどのようなイメージのものなのか御説明をお願いします。

セーリング課長

モニュメントの具体的なデザイン、イメージにつきましては、これから詰めていきますが、今現在のイメージを申し上げますと、例えば現在、江の島には1964年の東京オリンピックのときに江の島に設置された聖火台のレプリカがございます。聖火台の前で記念写真を撮られる方がいるように、一目で前回のオリンピックがここで行われたということを思い起こさせるようなレガシーになっていると思います。今回のモニュメントにつきましても、そうしたイメージを想定した中で、大会前については、ここでオリンピックが始まるということの機運を盛り上げ、大会が終わった後は、江の島で二度目のオリンピックがあったということを思い起こさせるデザインにして、江の島の多くの方に見ただけのような場所に設置できれば良いというようなイメージで、これから具体的に考えていきたいと思っています。

渡辺(ひ)委員

確認になりますが、モニュメントを設置する時期というのは、オリンピックの前と後、どちらでしょうか。

セーリング課長

オリンピックの開会前に設置して、機運を盛り立てるためにも活用していきたいと考えています。

渡辺(ひ)委員

是非、慎重に検討をお願いします。簡単にレガシーという表現を使いますが、例えば前回の1964年のオリンピックのモニュメントがありますけれども、あれはあそこに、オリンピックの灯がともったという意味からすれば、本当のレガシーであると思います。それに対して、単純にものをつくるということが本当にレガシーになるのかどうかという問題があります。1964年の今あるモニュメントがどういう扱いになってしまうのか、様々な問題があると思うので、しっかり御検討を願いたいと思います。その点については、何か考え方があれば教えてください。

セーリング課長

具体的なものはこれからなので、まだイメージがありませんが、今回のセーリングの大会が思い起こされるような、象徴的なものをモニュメントに込めることができれば、それを見た中で記憶を思い起こさせるようなものにできるのではないかと考えています。デザインにつきましては、今の委員からのお話も踏まえまして検討してまいりたいと思っています。

渡辺(ひ)委員

是非とも慎重に御検討願いたいと思います。設置の場所も非常に重要だと思

います。今、1964年のモニュメントというのは、確かに本当に意味のあるモニュメントだと思いますけれども、今の設置の場所だとモニュメントが分かりにくいので、設置するのであれば慎重に検討していただいて、本当にレガシーになるように今後、御検討を願いたいと思います。あわせて全体的なシティドレッシングにつきましても、今日は藤沢市の話をしましたが、実際には近隣の茅ヶ崎や鎌倉といった市町村の取組も重要だと思います。鎌倉に先ほど言ったボランティア、シティキャストが配備されるということも当然あるでしょうから、それとのマッチングもうまく御検討願いたいということを要望させていただきたいと思います。

次に、今回も質問が出ておりましたが、台風第24号による被害の対応について何点か質問をさせていただきたいと思います。まず確認ですが、今回の被害は非常に強い風速40メートルを超える強風による被害と理解をしています。それにしても、固定器具やロープの締め方に問題が本当になかったのでしょうか。非常に強い風ということは前提として認めるまでも、それでも固定器具が破損したり、ロープが切れたりということは、本来あってはいけないと思います。それについてどのように把握しているのか、また、県の責任については、どのように考えているのか伺います。

セーリング課長

昨年の台風第24号でございますが、湘南港におきまして瞬間最大風速が40メートルを超えたという記録がございます。これは走行中のトラックが横転するレベルで、猛烈な風であったと思います。これにより、艇は固定されていましたが、それが緩んだり切れたりした事例もあると伺っております。湘南港におきましては、通常の巡視の点検や緊急時の措置などは指定管理者が行っておりますけれども、艇の管理につきましては、基本的には自己管理であるという原則がございまして、これはかもめ駐車場も同様であると考えております。そうした中、委員の御指摘のあった固定器具でございますけれども、かもめ駐車場にもアスファルトの上に、私どもで固定器具を設置して、艇の移動場所として御案内しましたけれども、そうした固定器具、アスファルト舗装が台風によって壊れたり、不具合は生じていませんでした。今回の被害は、台風という自然災害であるということも重ね合わせまして、県として法的な責任はないものと考えています。

渡辺(ひ)委員

分かりました。自己管理であり、そもそも県に責任のあるであろう固定器具等については破損がなかったということから、県の立場としての瑕疵はないという御答弁だったと思います。

その上で、確認させていただきますが、先ほどの質問の中でありました艇の移動について、先ほどの他の委員からの質問の中で、予算上の措置として輸送運搬に伴う保険費用等について予算計上したという御答弁もありました。さらには、大学生の艇が破損して、それに対して県が支援をしたということですが、再度、そういった被害が出たときには、そういう支援金を支給するのかということに対して、保険対応をするという御答弁もあったと思いますが、どのような予算計上なのか、保険対応というのはどういう意味なのか、もう少し補足し

ていただきたいと思います。

セーリング課長

今回の艇の移動の関係で保険の対応をすると先ほど答弁申し上げました。これにつきましては、基本的に今回、かもめ駐車場に移動し、艇を保管していただく範囲の中で、保険をこちらでお付けしたいと考えてございます。その保険では、災害等があった場合も、それについては補償するという形の保険をお付けすることで、皆様の艇の移動に関して御協力を願えないか、そのように考えているところでございます。

渡辺(ひ)委員

御協力をいただくという立場の中で、そういう備えを予算措置も含めて行っていくのは、大切なことだと思います。私は保険のことに詳しくないので、的を射た質問ではないかもしれませんが、あの台風のときには、県内でいろいろな被害が出ました。我々も地域でいろいろな被害の御相談を受けました。例えば、看板が飛んで車に傷がついたなど、様々な被害が発生しました。我々は、地元の議員でありますので、我々が管理をする看板が飛んで他人の他者の車を傷付けたという事例も発生しました。当然、我々はその看板等についても保険に入っています。しかしながら、あのときについては自然災害なので保険適用ができないということがありました。先ほど御答弁があった保険については、そういった自然災害については対応できる保険というのはあるのでしょうか。

セーリング課長

ヨット関連では、艇の保管に関しましてはヨット・モーターボート保険という保険が既存の保険の中にございまして、この中では艇をマリナーで保管している場合における自然災害についても、保険を適用するという場合もございませぬ。そうした事例もございませぬので、今回の保険につきましては、かもめ駐車場の保管についてどのような保険を付けるのが最も適切かということで、現在、保険会社の方と相談をしております。そうした中で、自然災害について適用できるような保険を組み立てることで調整をしているところでございます。

渡辺(ひ)委員

分かりました。これから組み立てるということで、まだ確定はしていないということですが、そういった対応ができるのであれば、しっかり検討していただきたいと思います。そういった取組姿勢が見えると、協力する方々についても、理解を示していただければと思います。協力を得るための条件としても重要だと思っておりますので、しっかり対応していただきたいと御要望させていただいて、私の質問を終わります。